

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年(2024年)3月4日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 森田 充

随時監査（工事監査）結果

1 監査の対象工事

市立病院MR I 棟増築工事 140,448,000 円

2 監査の期日

令和6年1月24日

3 監査の方法

令和5年度において施工中の建築・土木工事の中から抽出した上記の工事について、その計画、選定方式、施工、監理等が、適切かつ効率的に執行されているか否かについて、関係書類を調査するとともに、技術的事項の実施態様について関係者に質疑応答を行ったほか、工事現場の実地調査を実施した。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、専門の技術士の協力を求め監査した。

4 監査の結果

本工事技術調査の結果、選定方式・契約・施工・維持管理等の各段階において、工事関係書類の整備状況を含め、技術的事項の実施態様は概ね良好に執行されていることを確認した。

工事進捗状況について、令和5年12月31日現在の実施進捗率は66.4%であり、計画進捗率の66.4%に対して計画通りの施工が図られていた。工事監査実施時点においてはMR I 室にて電波シールドの施工中であり、入念な施工を視認できたほか、複数業者による仕上げ作業を部屋ごとに区分することで、資材等も極力整理された作業空間が構築されており、良好な工事執行状況が認められた。

当該工事は、現在1台体制で稼働している彦根市立病院のMR I 装置を検査ニーズや

県内同規模病院の水準に合わせて2台体制に移行するためのものだが、装置の増設にあたり院内スペースの確保が難しいことや、院内増設には荷重増加対策に必要な床補強工事に相当な時間・コストが嵩み、通常診療に影響が生じ得ることなど、施設の構造上の理由や病院事業の継続性等の理由から、専用棟を増築することとされたものである。

工事の施工にあたっては、増築棟の外壁を既存病院外観と合わせるためタイル張りを基本として検討していたところ、タイル調の窯業系サイディングを採用することで、品質のバラつきを抑え、施工コストの削減を図っていたほか、設計等業務仕様書においても委託業務内容、設計条件や参考図なども添付し詳細に業務内容が規定され、特記仕様書の各工事の詳細指示事項では出典の章節を明記するなど、配慮のあるものとなっていた。加えて、品質管理記録等も精緻に管理され、ホルムアルデヒド対策なども徹底されているなど、随所に評価すべき点が見受けられた。

一方で、施工業者に対しては、アーク溶接作業時に特定化学物質作業主任者を選任することや、足場の安全設備の不備を再度点検し是正することなど法令上の指導事項も見られたため、原課においても再認識を行うとともに適宜指導を行われたい。

本件工事竣工後、令和6年4月よりMR I装置2台体制での運用開始が予定されており、これにより現行の1日あたりの検査枠19枠を1.5倍から2倍程度まで増やせる見込みであるほか、最新機種の導入により検査精度や診断能力の向上が見込め、撮影時間短縮等による患者負担の軽減も図られるとのことである。

彦根市立病院は、湖東保健医療圏内唯一の急性期医療を担う公立病院でもあり、地域の中核病院として医療面における需要や責務は非常に大きいものであるが、本件工事の完成に伴いさらなる病院機能の充実が図られ、安全と信頼を備えた高度で良質な医療が安定的に提供されることを期待する。

引き続き、工事担当課および事業主管課ならびに工事施工業者に加え、MR Iメーカーとの連携も密にし、第三者災害を防止しつつ無事故・無災害で工事を竣工することで円滑に運用開始を迎えられたい。

【工事監査実施状況】

